学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

＜学校法人会計について＞

(1)学校法人会計の目的

学校法人は教育活動を目的とし、学生生徒等納付金のほか、経常費補助金及び寄附金によって経費が賄われている。学校法人会計の目的は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、法人の永続的発展に役立てようとする基準となっている。そして、私学財政の充実拡大を図り、補助金の効果や税制優遇措置を有効なものにするため、文部科学省令によって「学校法人会計基準」が定められている。

(2)学校法人会計の計算構造

「学校法人会計基準」(以下「基準」という)では、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の三つの体系から計算書類が組み立てられている。一方で、私立学校法(以下「私学法」という)第 47 条は、「学校法人は、毎会計年度終了後２か月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。」と定めている。「基準」が、計算書類の形式について細かく定めているのに対して、私学法では計算書類の様式を定めていないため、「基準」に準拠して作成した計算書類をもって、私学法上の貸借対照表及び収支計算書としている。なお、財産目録は、資産と負債の内容を明らかにして正味財産(資産－負債)を表すものだが、「基準」で示される計算書類の様式がないため、別途様式に則って作成している。

＜学校法人会計の特徴と企業会計との違い＞

学校法人会計における計算書類は、①資金収支計算書、②消費収支計算書、及び③貸借対照表により構成され、資金収支計算書は実際のお金の流れに基づいて、消費収支計算書は学校運営の視点から表示される。貸借対照表は決算日(3 月 31 日現在)の資産・負債・基本金等の状況を表し、法人の財政状況を明らかにしている。学校が非営利組織であるため、学校法人会計では教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを捉えることに主眼を置いている。

一方、企業会計では、①損益計算書と②貸借対照表、さらに上場企業では③キャッシュフロー計算書が作成されている。営業活動の成績は、損益計算書で示され、単年度の事業状況を明確にし、経営成績の向上と収益力を高めることに役立てられ、当該年度の収益と費用を正しく捉えることを目的としている。
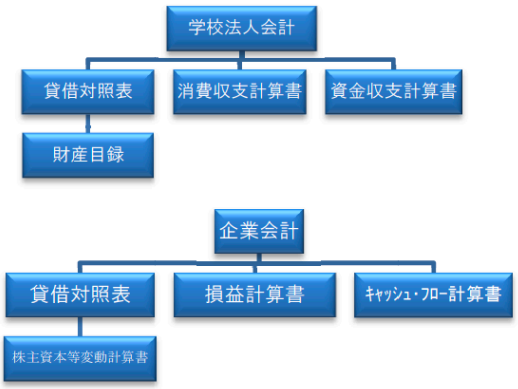
(学校会計と企業会計の構成イメージ)